

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議委員への意見照会（電子メール）の概要

1. 意見の回答日

令和2年7月11日（土）

2. 委員（敬称略 五十音順）

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 医師

3. 照会事項

1 特措法第24条第9項に基づく協力要請

ア 発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛

イ 夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設（店舗）の利用回避

ウ 国及び県の接触確認アプリの活用 など

2 特措法に基づかない協力依頼

4. 主な意見

1 特措法第24条第9項に基づく協力要請

ア 発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛

○ 賛同する。ただし、体調不良であっても医療機関に行ってはならないと誤解されないよう、「医療機関への受診等を除く」といった注釈をつけた方がよい。（金井委員、川名委員）

○ 賛同する。体調に異変を感じている人が、出勤しない、外出せずに自宅

で静養することは原則なので、今一度強調して要請することは良いことだと考える。(坂木委員)

イ 夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設（店舗）の利用回避

- 夜の繁華街に関しては、強い協力要請が必要だと思う。提案に賛同する。(川名委員)
- 賛同する。「感染症対策がとられている」とはどのような店舗なのか。「十分にとられていない」とはどのような店舗なのかをガイドラインに基づいて補足説明するなど示していただけると、行動変容に繋がる。(坂木委員)
- 地域を特定しない表記だが、現在都内が最もリスクが高い地域と言えるが、特に「都内」と表記すべきでないか。(光武委員)

ウ 国及び県の接触確認アプリの活用

- 接触確認アプリの導入促進にも賛同する。感染者には感染した旨をしっかりと入力してもらうことが重要である。(川名委員)
- 賛同する。似たようなアプリが乱立することは避けた方がよい。県のLINEの接触確認アプリを広く活用してもらえるように呼びかけていただけるとよい。(坂木委員)

2 特措法に基づかない協力依頼

- 賛同する。「都内への不要不急の外出自粛」は、高齢者や基礎疾患のある人に限定せず、県民全体に呼びかけても良い。(川名委員)

3 全般に関する意見

- 事務局提案に同意する。(岡部委員)
- 病床数から見るとまだ余裕があるように見えるが、どこの病院も決して余裕があるわけではない。(川名委員)
- 賛成である。コロナウイルスと共存するにはある程度の感染者数(週 184

人以内)は仕方のないことと捉えていたが、感染の拡大はそれを上回っていた。(松田委員)

【県の対応】

- 県内の感染状況及び委員の意見を踏まえ、令和2年7月11日、7月8日に行った協力要請をもう一段階強める要請を行った。(7月11日開催第24回新型コロナウイルス対策本部会議において決定。)